

国住指第 810 号  
平成 29 年 6 月 22 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

### 民間建築物における今後のアスベスト対策について

民間建築物における吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール(以下「吹付けアスベスト等」という。)の使用実態の把握や対策の実施については、かねてよりご尽力いただいているが、社会資本整備審議会建築分科会に設置されたアスベスト対策部会において、今後の民間建築物における吹付けアスベスト等に関する対策のあり方に係る提言(別紙1)が示されたところである。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物におけるアスベスト台帳の整備及び対策の推進に取り組むとともに、アスベスト対策の必要性に関し、建築物の所有者・管理者への周知徹底をお願いする。

また、貴管内市区町村に対しても、この旨周知方お願いする。

### 記

#### 1. 民間建築物に係るアスベスト調査台帳<sup>\*</sup>の整備の徹底及び調査・除去等の対策の推進について

アスベスト対策部会においては、地方公共団体に対し、小規模民間建築物を含めた対応を視野に入れつつ、対象となる建築物の優先順位を定めた上で、順次、吹付けアスベスト等の使用実態の把握や除去等に係る対策の推進が提言されたところである。

特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第97条の2の規定に基づく特定行政庁を除く。以下同じ。)においては、アスベスト調査台帳の整備を積極的に進めるとともに、アスベスト調査台帳に掲載された建築物について調査・除去等の対策の推進に努められたい。

なお、都道府県においては、特定行政庁以外の地方公共団体とも十分に連携を図りながら対応されたい。

##### (1) 優先的に実態を把握すべき建築物のアスベスト調査台帳への掲載

次のイ、ロ及びハに掲げる建築物を、優先的に把握すべきものとして、9月末まで

にアスベスト調査台帳に掲載すること。ただし、他部局の調査等により既に実態把握がなされているものを除く。

- イ 昭和 31 年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの
- ロ 昭和 31 年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、不特定多数の者が利用する次の①、②及び③に掲げる用途が含まれる建築物で、建築物全体の延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上のもの
  - ① 集会場その他の法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途
  - ② ホテル及び旅館
  - ③ 飲食店、物販店舗その他の法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途
- ハ イ及びロに掲げる建築物以外の建築物のうち、地域の実情に応じて、優先的に把握すべきと考えられるもの

（アスベスト調査台帳への掲載に当たっての留意点）

- ・対象建築物については、関係部局と調整の上、適切に選定すること。
- ・対象建築物の把握に当たっては、確認台帳、定期報告台帳、登記簿情報等を活用するほか、適宜、消防部局その他の関係部局とも連携を図ること。
- ・アスベスト調査台帳整備の進捗に応じ、特定多数の者が利用する建築物等についても、順次、掲載を進めること。
- ・アスベスト調査台帳の様式については、「建築物石綿含有建材調査マニュアル（平成 26 年 11 月）」を参考とすること。

## （2）調査・除去等の対策の推進

次のイ、ロ及びハに掲げる手順を参考に、対策を進めること。なお、民間建築物の所有者・管理者による調査・除去等に対しては、社会資本整備総合交付金を活用した補助制度等により積極的に支援を図ること。

- イ アスベスト調査台帳に掲載された建築物については、速やかにその所有者・管理者に対し、調査の実施を求めること。
- ロ 調査終了の報告があった場合、速やかに調査結果を台帳に反映させること。
- ハ 調査結果により、吹付けアスベスト等の使用実態が明らかとなった場合には、除去等の対策を求めること。

※ 「建築物石綿含有建材調査マニュアル（平成 26 年 11 月）」において、「アスベスト台帳」と記載してきたところであるが、アスベストを使用していない建築物も含めて調査対象として台帳に記載することから、本通知より「アスベスト調査台帳」と呼称する。

## 2. 関係業界団体との連携等による周知の徹底について

アスベスト対策部会においては、アスベスト対策の必要性が依然として建築物の所有者・管理者に十分に認識されていない現状があることを踏まえ、関係業界団体との連携を通じ、積極的かつ効率的な周知徹底を図ることが求められたところである。

先般、横浜市において宅地建物取引業者等を対象に、アスベスト対策に係るモデル講習会を実施したところ、別紙2のとおり、業界団体に対する重点的な周知の効果が確認された。地方公共団体においては、対象とする業界団体を地域の実情に応じて設定した上で、同様の手法による周知について、積極的に検討されたい。

なお、国土交通省においては、宅地建物取引業者等との連携を想定して、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会に対して協力依頼を行っているところであり、同連合会から各都道府県宅地建物取引業協会に対して、別紙3のとおり、各特定行政庁から協力依頼があった場合には連携を図るよう、周知していることを申し添える。

以上

## 今後の取組方針について

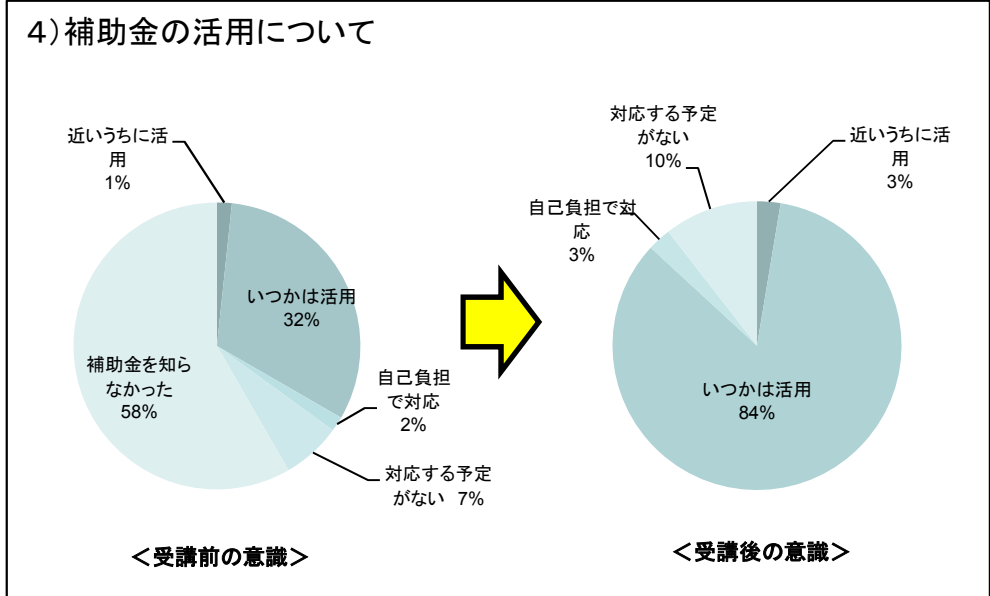
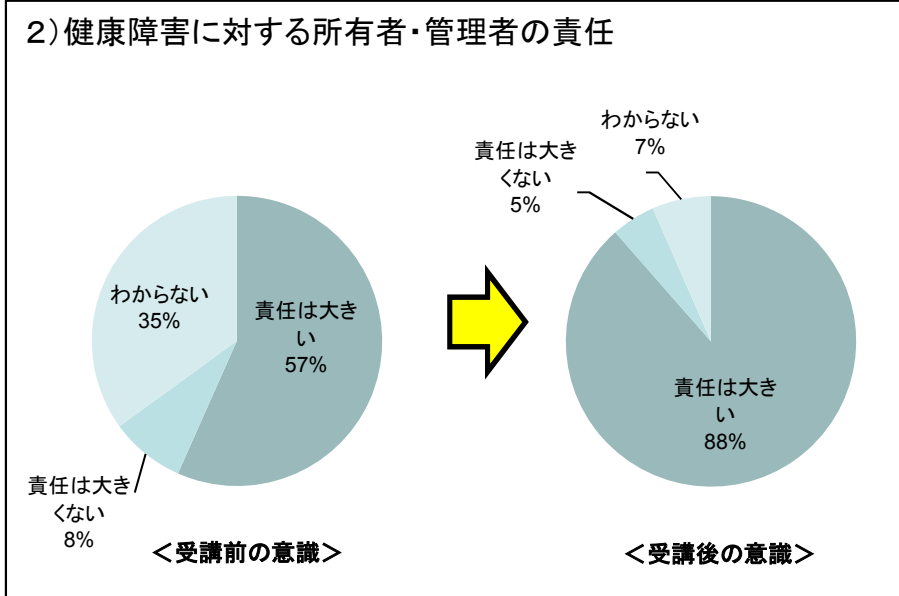
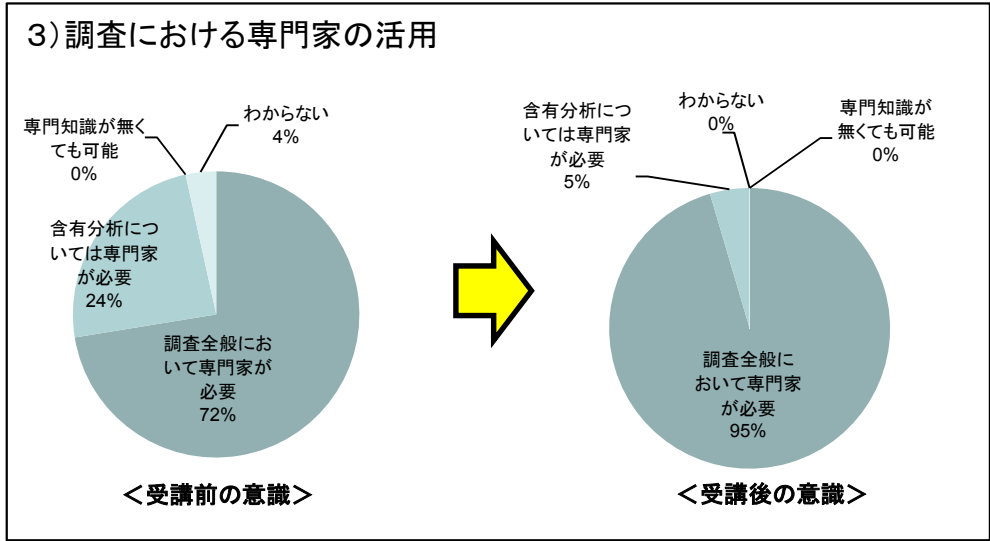
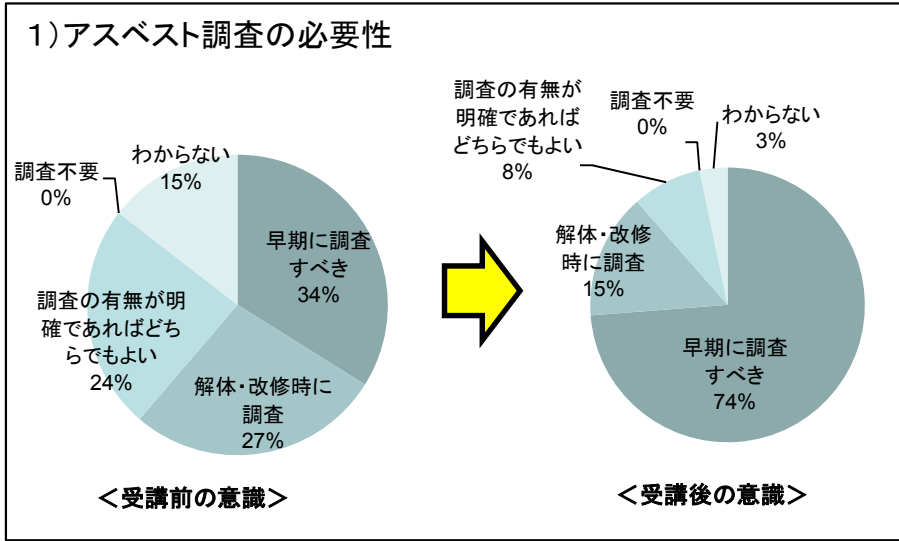
社会資本整備審議会

建築分科会 アスベスト対策部会

- 小規模民間建築物を対象とした調査結果や推計等により、平成元年以前の小規模建築物（約130万棟）についても、約5～6%程度吹付けアスベスト等が使用されている可能性がある建築物が存在すると考えられ、また、大規模建築物についても対策が必要なものが一定程度残っている。このため、既存建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査や除去等の必要性は依然高いと考えられる。
- 今後は、小規模民間建築物を含めた対応を視野に入れ、より多くの建物所有者を対象とした対策の実施が必要となることから、各地方公共団体においては、対象となる建築物の優先順位を定め、吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、建築物石綿含有建材調査者による調査などを通じ、実態把握や除去等に係る対策を進めることが必要である。
- 具体的には、建材メーカー業界の自主規制が行われるようになった平成元年以前の建築物で、社会的リスクの大きいものを優先的に把握していくことが必要であり、不特定多数の者が利用する建築物（例えば、一定規模以上の物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など、建築基準法に基づく定期報告の対象とされている建築物）が想定される。これらの建築物において、アスベスト台帳の整備を各地方公共団体において計画的に進めるとともに、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については、除去等の対策を進めることが必要である。

- また、すでに台帳整備が進んでいる地方公共団体においては、さらなる取組みとして、上記に加え、特定多数の者が利用する建築物も、順次、台帳の対象に追加することなどが求められる。
- さらに、吹付けアスベスト等に関する対策の必要性が建築物の所有者・管理者において必ずしも十分に認識されていない現状や、今後はアスベスト台帳の対象を拡充していく状況を鑑み、各地方公共団体においては、重点的に対応すべき用途・規模等を定め、関係する業界団体との連携を通じ、より積極的かつ効率的に周知徹底を図ることが必要である。
- 国土交通省においては、関係省庁と連携しつつ、引き続き、こうした地方公共団体の取組みを促し、かつ、支援していく必要がある。

○ 平成28年度に神奈川県不動産仲介業者等を対象に実施したモデル講習会において、受講前後でアスベストに関する意識調査を行ったところ、以下のような結果が得られた。



29 全宅連発政策第 7 号  
平成 29 年 6 月 22 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



### 特定行政庁による「アスベスト対策に係る説明会」要請への協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、アスベストにつきましては、肺がん、中皮腫等の健康障害につながる恐れがあることから 2006 年（平成 18 年）に製造・使用等が全面禁止されましたが、それ以前に建設された建物には使用されている可能性がございます。

また、建物の所有者は、テナントや不特定多数の利用者がアスベストにばく露しないよう安全に配慮しなければなりません。所有者による調査、除去等の進捗が停滞しているのが現状です。

そこで、民間建築物におけるアスベスト対策の必要性に鑑み、国土交通省より本会宛に、建築物の所有者・管理者へのアスベスト調査・除去等の対策に係る更なる周知のため、貴協会・支部が実施する研修カリキュラムに、「アスベスト対策に係る説明会」を組み込んでいただきたい旨の依頼がございました。

つきましては、貴協会におかれましては、上記趣旨をご理解いただき特定行政庁から「アスベスト対策に係る説明会」の実施要請がございましたら、可能な範囲でご対応いただければ幸いです。

敬 具

#### 【参 考】

- ・研修時間は 30 分を基本といたしますが、15 分～45 分にも調整可能とのことです。
- ・講師につきましては、特定行政庁担当官等が対応いたします。